

インドネシア 貿易管理制度 「輸入品目規制」 詳細

1. 輸入禁止品目： 3
 - ・ 危険・有毒原料廃棄物
 - ・ オゾン層破壊原料
 - ・ エビ
 - ・ モッツァレラチーズ
 - ・ 特定の魚
 - ・ 中古車
 - ・ フロンを使用した空調設備、冷蔵・冷凍庫
 - ・ 古着
 - ・ 医薬・食品の原料

2. 輸入制限品目： 4
 - ・ にんにく、小麦、小麦粉、大豆など8品目
 - ・ 乳製品、丁子、穀類粉など計19品目
 - ・ 砂糖
 - ・ 塩
 - ・ 自動車関連47品目
 - ・ 潤滑油
 - ・ 廃棄物
 - ・ 4 クロロ-3,5 ジメチルフェノール (PCMX)
 - ・ ニトロセルローズ
 - ・ オゾン層破壊原料
 - ・ 陶磁器
 - ・ カラーコピー機
 - ・ コメ
 - ・ 電子・電気製品、衣料、玩具、履物、食料・飲料品、伝統生薬/サプリメント、化粧品
 - ・ 食品・医薬品・化粧品関連
 - ・ 繊維・繊維製品
 - ・ ガラスシート
 - ・ 危険原料
 - ・ アルコール
 - ・ 石油ガス
 - ・ 中古資本財
 - ・ エビ
 - ・ 水産物
 - ・ 鉄鋼・鉄鋼製品
 - ・ 家畜・家畜製品
 - ・ 真珠
 - ・ 作物製品

- ・ 携帯電話・携帯コンピュータ・タブレット端末
- ・ 麻薬、向精神薬、医薬用前駆体
- ・ 家禽とその生肉、内臓、および加工品
- ・ スチール精錬産業用再生原材料
- ・ 一部の空調設備、冷蔵・冷凍庫など
- ・ 林業製品
- ・ バティックの繊維・繊維製品
- ・ トウモロコシ
- ・ 大型反芻家畜
- ・ 牛肉類と加工品
- ・ タイヤ
- ・ 水産物
- ・ 危険有毒原料（B3）
- ・ 植物のタバコ
- ・ 電子タバコ
- ・ 農薬原料
- ・ プラスチック原料
- ・ セメントとセメントクリンカー
- ・ 動物専用薬
- ・ ダイヤモンド
- ・ 計測機器
- ・ 稚魚、未成魚、成魚と真珠の核
- ・ エチルアルコール・バイオディーゼル

（注1）輸入禁止/規制品目については工業商業大臣決定1997年第230号（No. 230/MPP/Kep/7/1997）の添付Iに197品目が挙がっており、現在まで品目ごとに改正/改定が繰り返されている。

（注2）2019年1月19日より、一部産業を除き、輸入業者認定番号（API）は事業基本番号（NIB）の中に記載され、NIBがAPIとして有効とされる形式に移行している。

1. 輸入禁止品目：

工業商業大臣決定1997年第230号（No. 230/MPP/Kep/7/1997）の添付Iでは、ハロゲン、プラスチック廃棄物、インドネシア語/中国語の書籍・タバコや薬のラベル、鉛・電池廃棄物を除いた廃棄物、その他廃棄物（PCB・PCT・PBBなど）の輸入が禁止された。その後の改定/改正は以下のとおり。

・危険・有毒原料廃棄物：

工業商業大臣決定2003年第520号（No. 520/MPP/Kep/8/2003）にて危険・有毒原料廃棄物の輸入が禁止された。同時に、危険/毒性原料廃棄物の製造輸入業者（IP）の認証と、これによって生じたすべての権利が無効となり、工業商業大臣決定1997年第230号（No. 230/MPP/Kep/7/1997）で鉛廃棄物や使用済みの一次電池・蓄電池の廃棄物の輸入が製造輸入業者（IP）に認められていたが、これらも輸入禁止となった。

また、工業商業大臣決定1997年第230号（No. 230/MPP/Kep/7/1997）とは別に追加された輸入禁止品目は以下のとおり。

・オゾン層破壊原料

2015年10月15日付商業大臣規定2015年第83号（No. 83/M-DAG/PER/10/2015）にて引き続き、ハロン1211以下23品目（HSコード10桁ベース）のオゾン層破壊原料の輸入は禁止。対象品目の詳細は商業省ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。

・エビ

インドネシア商業省と海洋水産省は合同で、2010年12月23日付商業・海洋水産大臣合同規定2010年第52号・PB2号（No. 52/M-DAG/PER/12/2010 & No. PB. 02/MEN/2010）にてエビの輸入を禁止している。対象はHSコードex. 0306.13.00.00、ex. 0306.23.30.00 に該当するエビ。

・モッツァレラチーズ

インドネシア農業省畜産総局は、2008年4月2日付農業省畜産総局長回状2008年第02033号（No. 02033/SE/H/F/04/2008）にて、イタリアからのモッツァレラチーズの輸入を停止する措置をとった。

・特定の魚

インドネシア海洋水産省は、2009年8月27日付海洋水産大臣規定2009年第17号（No. PER. 17/MEN/2009）にて、天然資源の保護と人体に危険を及ぼしかねないという懸念からインドネシア国内への搬入が禁止される魚の種類を改定した。

輸入が禁止されているのは、フグ5種類、ナマズ10種類、ピラニア11種類、カワカマス3種類、デンキウナギ1種類の計30種類の魚で、詳細は海洋水産省ウェブサイトの法令

のページ（Kementerian Kelautan dan Perikanan Info Hukum、
<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。

研究目的、その他の特別な目的のためには例外的に輸入が認められることがあるが、対象の魚の搬入が確認された場合は検疫段階で搬入が拒否されるか、廃棄処分される。

・中古車

輸入一般規定である2015年7月3日付商業大臣規定2015年第48号（No. 48/M-DAG/PER/7/2015）により、中古品の輸入は原則禁止されている。従来、インドネシア商業省は商業大臣規程2015年第38号、その改正2016年第3号（No. 3/M-DAG/PER/3/2006）にて、一部の中古車の輸入を認めてきたが、2007年2月までの国内搬入分で輸入を停止し、その後、現在まで停止されている。

・フロンを使用した空調設備、冷蔵・冷凍庫など

2014年9月17日付商業大臣規定2014年第55号（No. 55/M-DAG/PER/5/2014）にて、フロン（HCFC-22）を使用した空調設備、冷蔵・冷凍庫、冷蔵・冷凍装置を備えたコンテナの輸入が禁止された。

・古着

2015年7月9日付商業大臣規定2015年第51号（No. 51/M-DAG/PER/7/2015）にて、HSコード6309.00.00に該当する古着の輸入を禁止した。

・医薬・食品の原料

2017年12月20日付国家食品医薬品監督庁（BPOM）長官規定2017年第29号にて、医薬食品の原料としてのカリソプロドール（HSコード2924.19.10）、シブトラミンHCl水和物（HSコードex2921.49.00、CAS No. 125494-59-9）、シブトラミン（HSコードex2921.49.00、CAS No. 106650-56-0）、リンデン（HSコード2903.81.00、CAS No. 58-89-9）の輸入が禁止された。

2. 輸入制限品目：

工業商業大臣決定1997年第230号（No. 230/MPP/Kep/7/1997）の添付Iでは、192品目が該当。以後の改定/改正、追加は以下のとおり。

・ にんにく、小麦、小麦粉、大豆など8品目：

工業商業大臣決定1997年第406号（No. 406/MPP/Kep/11/1997）にてBULOG（食糧調達庁）から一般輸入業者に開放。

・ 乳製品、丁子、穀類粉など計19品目

工業商業大臣決定1998年第25号（No. 25/MPP/Kep/1/1998）にてBPPC（丁子管理庁）、BULOGなどから一般輸入業者に開放。

特に丁子の輸入に関しては、その後、2002年7月5日付け商工大臣決定第28号（No. 528/MPP/Kep/7/2002）で丁子輸入業者に指定された者に限られたが、2015年9月28日商業大臣規定第75号（No. 75/M-DAG/PER/9/2015）にて2002年大臣決定の失効が決まった。

・ 砂糖

2015年12月23日付商業大臣規定2015年第117号(No. 117/M-DAG/PER/12/2015)にて、HS 1701.12.00.00、ex. 1701.13.00.00、ex. 1701.14.00.00に該当する粗糖と、HS 1701.99.11.00 と 1701.99.19.00 に該当する精製糖の輸入は、これらを輸入した企業の生産原材料として、輸入承認を得た製造輸入業者認定番号(API-P) 保有企業に限ると改訂した。輸入承認の申請には工業省アグロ産業総局長からのリコメンデーションが必要で、輸入承認の有効期間はこのリコメンデーションの記載に合わせられる。輸入承認にはこのほか、搬入港ごとの輸入数量や原産国などが決定される。粗糖の輸入には船積み前検査が義務。精製糖は工業向けの譲渡も可能である。

一方、HS 1701.91.00.00 と 1701.99.90.00 に該当する耕地白糖(Plantation White Sugar)の輸入は、国内の砂糖の備蓄量と価格の安定化を目的に、一般輸入業者認定番号(API-U)を有する国営企業が行うとされた。輸入承認の有効期間は1年。

輸入承認を得た企業、国有企業には毎月、輸入実績報告が義務づけられる。

・ 塩

2015年12月29日付商業大臣規定2015年第125号(No. 125/M-DAG/PER/12/2015、2017年8月2日付商業大臣規定2017年第52号(No. 52/M-DAG/PER/8/2017)で直近変更)にて、HS 2501.00.10.00のテーブルソルト、2501.00.20.00の岩塩、2501.00.50.00の海水とその他の塩、2501.00.90.10の塩化ナトリウムを最低94.7%含むもの、2501.00.90.90のその他の塩の輸入は輸入承認を取得したAPI-P企業に限られる。対象品目の詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ(Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>)参照。

輸入承認は、実際に生産に必要なだけの輸入計画であり、輸入した塩を譲渡したり販売したりしない旨の誓約書(ただし、多様種の食品製造業者に限り、食品・飲料品製造業者へ譲渡・販売したり、産業用塩を加工した後に他者へ譲渡・販売することは可能)などを添付してオンラインにて申請。有効期間は最長1年間で、輸入される塩の種類と数量、船積み港と目的港、原産国などが決定される。目的港は、輸入者工場の最寄りの港でなければならない。輸入には船積み前検査が義務。また、輸入者には毎月、翌月15日までに輸入実績報告の義務がある。

なお、2018年3月15日付政令2018年第9号は、工業原材料・補助材として輸入される塩は、海洋水産省ではなく、工業省の推薦状に基づいて商業省から輸入承認を得た輸入業者が輸入するとしている。2018年10月30日付工業大臣規定2018年第34号によると、輸入をしようとする会社には、塩加工ユニットの保有や国産塩の採用計画、工業大臣が指定した機関による検査済の塩の年間輸入計画を毎年10月31日までに提出する義務があり、推薦状において搬入港、輸入される塩の種類や数量、搬入時期、品質基準が決定される。3ヶ月ごとの輸入実績報告義務もある。

・ 自動車関連47 品目

工業商業大臣決定1999年第290号（No. 290/MPP/Kep/6/1999）（自動車輸入自由化）にて一般輸入業者に開放。

・ 潤滑油

2018年1月10日付商業大臣規定2018年第19号にて、HSコード2710.19.41の潤滑油の輸入は、商業省から輸入承認を取得した製造輸入業者認定番号（API-P）を有する会社のみ輸入できるとされている。輸入承認の申請には登録潤滑油番号（NPT）、倉庫や運送手段の占有証明が必要で、輸入承認の有効期間は1年間。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

・ 廃棄物

2016年5月9日付商業大臣規定2016年第31号（No. 31/M-DAG/PER/5/2016）によると、輸入が認められる廃棄物はHSコード10桁ベースで古紙8品目、金属30品目、プラスチック7品目、ゴム1品目、繊維17品目、ガラス1品目の全64品目。詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。前述にて輸入が禁止されている危険有毒原料廃棄物を除き、生産工程で原材料および/あるいは補助材として使用される残余物、スクラップ、切断物のみが輸入を認められるもので、輸入した状態そのまま、第三者に譲渡・売却することは禁じられている。

これら廃棄物の輸入が認められる業者は、商業省国際貿易総局長宛てに申請し、非危険・有毒廃棄物輸入業者（PI-Limbah Non B3）の認定を受けた製造輸入業者認定番号（API-P）企業。認定は1年間有効で、30日間の延長が可能。環境林業省と工業省からの推薦状の取得が必要である。輸入される廃棄物の種類や数量、輸入港などが決定される。

輸入に当たっては、商業省のポータル INATRADE（<http://inatrade.depdag.go.id>）を通じて非危険・有毒廃棄物輸入承認を取得する必要がある。また、輸出国にて、インドネシア商業大臣が指名するサーベイヤーによる船積み前検査を受けることも義務付けられている。第三国の積み替え港で船を替える場合にも再び船積み前検査が必要。

非危険・有毒廃棄物輸入業者には輸入実績報告義務がある。報告は3カ月ごと、翌月15日までに商業省のポータルINATRADE（<http://inatrade.depdag.go.id>）を通じて提出する。

・ クロロキシレノール（4 クロロ-3.5 ジメチルフェノール、PCMX）

工業商業大臣決定2003年第417号（No. 417/MPP/Kep/6/2003）にて、HSコード2908.19.00のクロロキシレノールの輸入は原材料として用いる製造輸入業者（IP-PCMX）に限り認めるとしていたが、これは2018年7月31日付商業大臣規定2018年第82号にて取り消しになった。

・ 人工甘味料

2018年1月30日付商業大臣規定2018年第29号にて、HSコード2925.11.00のサッカリン、同2929.90.10と2929.90.20のシクラメート、および同3302.10.10、3302.10.20、3302.10.90のアルコールを含む香気性物質の混合物・調整品は、商業大臣から輸入承認を

取得した輸入業者認定番号（AP）保有企業が輸入できるようになった。輸入承認は6ヶ月有効。船積み前検査、ポストボーダー検査（「輸入関連法」参照）が課され、輸入実績報告義務がある。

・ハンドツール

2018年1月30日付商業大臣規定2018年第30号にて、HSコード ex. 8201.10.00（スコップ）、ex. 8201.30.10（鋏）、ex. 8201.30.90（その他）、ex. 8201.40.00（斧）、ex. 8201.60.00（剪定ばさみ）、ex. 8201.90.00（その他のハンドツール）のハンドツールは、商業大臣から輸入承認を取得した輸入業者認定番号（API）保有企業が輸入できるようになった。輸入承認は6ヶ月有効。船積み前検査、ポストボーダー検査（「輸入関連法」参照）が課され、輸入実績報告義務がある。

また、工業商業大臣決定1997年第230号（No. 230/MPP/Kep/7/1997）とは別に規定されている輸入制限品目は以下のとおり。

・ニトロセルローズ

2015年8月12日付商業大臣規定2015年第62号（No. 62/M-DAG/PER/8/2015）にて、ニトロセルローズの輸入を製造輸入業者（IP-NC）に認定された会社と登録輸入業者（IT-NC）に指定された会社に限定した。対象となるニトロセルローズは、HSコード Ex. 3912.20.11.00、Ex. 3912.20.19.00、Ex. 3912.20.20.00 に該当する、ニトロゲンの含有率12.5%未満のもので、国防目的、治安維持目的、特定の産業用に限られ、毎年の輸入量も関係省庁の会議で決定される。

IP-NCは自社の生産に必要なニトロセルローズを輸入するもので、認定には国防省や工業省からの推薦状が必要。有効期間は1年間で、物品の種類や数量、HSコード、船積み港と目的港が決定される。一方、IT-NCは販売契約に基づき、製造業者や最終使用者へ販売する目的でニトロセルローズを輸入するもので、この指定にも国防省からの推薦状が必要。また、輸入承認の取得も義務付けられており、これには国軍や警察からの推薦状も要する。

すべてのニトロセルローズ輸入には船積み前検査が義務付けられ、IP-NCおよびIT-NCには3ヶ月ごとに輸入実績報告の義務がある。

・オゾン層破壊原料

2015年10月15日付商業大臣規定2015年第83号（No. 83/M-DAG/PER/10/2015）にて、これまでIP-BPO（オゾン破壊原料製造輸入業者）あるいはIT-BPO（オゾン破壊原料登録輸入業者）に限られてきたオゾン層破壊原料（BPO）の輸入規制を、輸入承認（PI-BPO）を取得したAPI保有会社に開放した。対象は、輸入が禁止される、ハロン1211以下HSコード10桁ベース23品目の原料を除く同41品目（詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ

（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）参照）。輸入量は環境林業大臣が定めた国内使用許容量に基づき、輸入港はベラワン（メダン）、タンジュンプリオク（ジャカルタ）、メラ

ック（チレゴン）、タンジュンマス（スマラン）、タンジュンペラック（スラバヤ）、スカルノハッタ（マカッサル）、バトウアンパル（バタム）の7港に限定される。

PI-BPOの取得には、一般輸入業者認定番号(API-U)または製造輸入業者認定番号(API-P)のほか、環境林業省気候変動管理総局長からの推薦状、農薬登録についての農業大臣決定書（メチルブロマイドの輸入の場合）、1年間の生産またはディストリビューション計画等が必要。有効期間は最長1年間。PI-BPO取得会社にはオゾン破壊原料の輸入および/あるいは使用状況について毎月、報告義務がある。

・陶磁器

2007年1月22日付商業大臣規定2007年第6号（No. 06/M-DAG/PER/1/2007、2018年1月10日付商業大臣規定2018年第10号で変更）にて、陶磁器の輸入に船積み前検査が義務付けられている。対象はHSコード69に該当する陶磁器製品。詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、http://jdih.kemendag.go.id/Katalog_regulasi）参照。

検査は商業大臣が定めるサーベイヤーが担当し、検査結果をまとめたサーベイヤーレポート（LS）は輸入申告書（PIB）に添付する。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

一方、2007年6月8日付商業大臣規定2007年第25号（No. 25/M-DAG/PER/6/2007）にて船積み前検査義務の課されない陶磁器輸入についても定められた。対象はHSコードが6902.10.00.00、6902.20.00.00、6902.90.00.00、6903.10.00.00、6903.20.00.00、6903.90.00.00、6903.90.00.00、6905.90.10.00、6909.12.00.00に該当する陶磁器製品、耐熱建築資材やその他の耐熱陶磁器製品などである。また、調査・技術開発に必要な製品、郵送品あるいは航空クーリエを通じて送られたサンプル品、引越荷物には以前より船積み前検査義務は課されなかったが、本規定でこれらの売買が禁止された。

・カラーコピー機

2015年12月8日付商業大臣規定2015年第102号（No. 102/M-DAG/PER/12/2015、2018年1月10日付商業大臣規定2018年第14号で変更）にて、カラー多機能機、カラーコピー機、カラープリンターの輸入について輸入承認を得た輸入業者認定番号（API）保有企業に開放した。対象となるカラー多機能機、カラーコピー機、カラープリンターは、HSコード10桁ベースで14品目（詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、http://jdih.kemendag.go.id/Katalog_regulasi）参照）。輸入承認の申請には偽造貨幣追放調整庁よりのリコメンデーションが引き続き必要で、輸入承認の有効期間は最長6ヶ月間かつ延長可。輸入には船積み前検査も引き続き義務付けられ、輸入承認を得た企業には輸入承認の有効期限ごとに輸入実績報告も義務付けられる。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

また、2006年4月19日付国家諜報庁長官決定2006年第61号（No. KEP-061）にて、カラー多機能機、カラーコピー機、その他のカラー複写機械等の輸入業者に偽札取締調整庁が

らのカラー多機能機、カラーコピー機、その他のカラー複写機械の運転免許の取得が義務付けられている。

・ コメ

2018年1月3日付商業大臣規定2018年第1号にて、コメの輸入規定が改定された。

民間企業のコメ輸入は、製造輸入業者認定番号（API-P）保有企業が、HSコード Ex. 1006. 40. 90 の胴割率 100%のその他の胴割米、EX. 1102. 90. 10 の米粉、もち米粉を、輸入承認を取得した後に輸入する場合のみ認められる。輸入承認は最大6ヶ月有効で、輸入するコメの種類や数量、原産国などが記載される。包装条件、船積み前検査義務、輸入実績報告義務があり。

・ 電子・電気製品、衣料、玩具、履物、食料・飲料品、伝統生薬/サプリメント、化粧品

2015年10月15日付商業大臣規定2015年第87号（No. 87/M-DAG/PER/10/2015、2017年10月26日付商業大臣規定2017年第81号、2017年12月20日付商業大臣規定2017年第94号、2018年1月10日付商業大臣規定2018年第12号、2018年3月22日付商業大臣規定2018年第42号、2018年12月21日付商業大臣規定2018年第121号、2019年3月15日付商業大臣規定2019年第24号で変更）にて、これまで特定製品登録輸入業者（IT-Produk Tertentu）に限定されていた食料・飲料品、伝統生薬とフードサプリメント、化粧品、衣料、履物、電子・電気製品、玩具の輸入を、2018年12月31日までAPI-U保有会社に開放した。対象は8桁のHSコードベースで食料・飲料品209品目、伝統生薬とフードサプリメント31品目、化粧品35品目、衣料436品目、履物37品目、電子・電気製品94品目、玩具20品目（詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、http://jdih.kemendag.go.id/Katalog_regulasi）参照）。搬入港は、チカラン・ドライポート、ブラワン港（北スマトラ州メダン）、タンジュンプリオク港（ジャカルタ）、タンジュンウマス港（中部ジャワ州スマラン）、タンジュンペラック港（東ジャワ州スラバヤ）、スカルノハッタ港（南スラウェシ州マカッサル）、ドウマイ港（リアウ州）、ジャヤプラ港（パプア州）、タラカン港（以上3港は食品・飲料品のみ）、Krueng Geukuh港（北アチェ、食品・飲料品・既製履物・電気製品のみ）、ビトゥン港（北スラウェシ）、メラック・マス港（バンテン州チレゴン）、クアラナム空港（北スマトラ州メダン）、スカルノハッタ空港（ジャカルタ）、アフマッドヤニ空港（中部ジャワ州スマラン）、ジュアンダ空港（東ジャワ州スラバヤ）、ハサヌディン空港（南スラウェシ州マカッサル）、クアラランサ港（アチェ、食品・飲料品と電気製品、玩具、履物のみ）のみ。化粧品以外は船積み前検査が義務付けられている。また、四半期ごとの輸入実績報告も引き続き義務。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

・ 食品・医薬品・化粧品関連

食品は、1989年6月2日付保健大臣規定1989年第382号（No. 382/MEN. KES/PER/VI/1989）にて、小売用に包装されてラベルを付された輸入加工食品の場合は当局に登録し、ML番

号を取得するよう定められている。登録先は国家食品・医薬品監督庁（BPOM）。医薬品も同様の手続きが必要である。さらに食品・医薬品と関連製品についてBPOMは様々な規定を発布している。

① 食品・医薬品・化粧品の輸入：2017年12月20日付BPOM長官規定2017年第30号

8桁のHSコードベースで医薬品70品目、伝統生薬8品目、化粧品31品目、サプリメント6品目、医薬部外品2品目、加工食品422品目の輸入を（詳細はBPOMウェブサイトの法令ページ（Badan Pengawas Obat dan Makanan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.pom.go.id/>）参照）、国内流通許可の保有者とその委任者に限定。輸入の都度、医薬品と伝統生薬はボーダー輸入承認書（SKI Border）、医薬部外品と化粧品、サプリメント、加工食品はポストボーダー輸入承認書（SKI Post Border）の取得が必要。化粧品・伝統生薬・医薬部外品・健康サプリメントは輸入時に保存期間全体の最低1/3残していること、バイオロジー製品は賞味期限9日前であること、医薬品と加工食品は保存期間全体の2/3を残していることが義務付けられている。

② 食品・医薬品・化粧品の原料輸入：2017年12月20日付BPOM長官規定2017年第29号

化粧品を含む医薬品、伝統生薬、サプリメント、加工食品の原料輸入は食品・医薬品分野の製造業者や輸入業者に引き続き限定される。対象品目はHSコード8桁ベースで、医薬品の原料124品目、伝統生薬の原料23品目、化粧品の原料2品目、サプリメントの原料45品目、医薬部外品の原料2品目、加工食品の原料358品目、食品添加物が47品目。他に中小企業への供給向けに輸入が認められる食品、伝統生薬、化粧品の原料の定めもある。（詳細はBPOMウェブサイトの法令ページ（Badan Pengawas Obat dan Makanan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.pom.go.id/>）参照）。輸入の都度、医薬品と伝統生薬の原料はボーダー輸入承認書（SKI Border）、医薬部外品と化粧品、サプリメント、加工食品の原料はポストボーダー輸入承認書（SKI Post Border）の取得が必要。優先サービス・リストに上がった輸入承認書申請者による申請によるものは審査なし、e-BPOMを通じて自動的にプロセスするという制度がある。医薬品原料の輸入は医薬品メーカー（自社生産への使用向け）あるいは大規模医薬品商（医薬品メーカーへの販売向け）しか行えず、輸入承認を得た医薬品メーカーあるいは大規模医薬品商には医薬品原料輸入・（医薬品生産への）使用・流通の実績報告を、輸入のつど、翌月10日までに、BPOMへ提出する義務もある。

③ 医薬品・化粧品のコンプリメンタリー輸入：2016年12月23日付BPOM長官規定2016年第27号

製造輸入業者認定番号（API-P）を有する医薬品、伝統生薬、化粧品の製造会社には、これら製品を製造するのに必要な原材料の輸入は認められていて、これらの製品そのものを輸入することはできないが、投資と事業開発のため必要な場合に限り、コンプリメンタリー品としてこれら製品の輸入が認められる。輸入ができるのは、申請者に

よってまだ生産されていない製品で、当該の製造会社の事業許可に則しており、当該製造会社とエージェント／ディストリビューター指名書を通じて特別関係にある海外の会社が生産したものであり、流通許可番号の取得が条件。これらの輸入に当たっては事前に、BPOM 長官から輸入承認を得るための推薦状を取得する必要がある。推薦状においてHSコード、製造元ごとに輸入数量、船積み港、目的港が定められる。推薦状の有効期間は流通許可期間内最大2年間。輸入された製品は他者への販売・譲渡が可能である。推薦状を取得した会社には、3ヶ月ごとの輸入実績報告が義務付けられている。

④ 食品包装原料の輸入：2009年4月13日付BPOM長官規定2009年 No. HK. 00. 05. 1. 55. 1621

食品包装原料のインドネシア国内への輸入には、毎回の輸送にあたり食品・医薬品監督庁長官からの文書による承認を得よう義務付けられている。また、食品包装に使用が認められる食品包装原料として604品目（HSコード10桁ベース）がリストアップされている。詳細はBPOMウェブサイトの法令ページ（Badan Pengawas Obat dan Makanan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.pom.go.id/>）で確認できる。

⑤ 伝統生薬原料の輸入：2009年1月13日付国家食品・医薬品監督庁長官規定2009年 No. HK. 00. 05. 1. 42. 0115

HSコード10桁ベースで177品目の伝統生薬原料の輸入を、国家食品・医薬品監督庁長官から承認を得た輸入業者、ディストリビューター、伝統生薬/医薬品製造業者に限定。輸入承認は1回の輸入にのみ有効とされており、搬入の都度、国家食品・医薬品監督庁長官宛てに申請して承認を得なければならない。また、輸入は国内備蓄量を勘案して制限されることがある。対象となる原料の詳細は、BPOMウェブサイトの法令ページ（Badan Pengawas Obat dan Makanan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.pom.go.id/>）で確認できる。

⑥ 加工食品のラベル表示義務：2018年9月21日付BPOM長官規定2018年第31号

加工食品のラベルは流通許可時に承認されるもので、輸入加工食品の場合はインドネシア国内に搬入される際にはラベル表示がなされてなければならない。記載最低事項は製品名、原材料、内容量、製造者／輸入者の名称と住所、ハラール（義務付けられていれば）、製造年月日と製造コード、賞味期限、流通許可番号、特定食品原料の由来（下記⑦参照）。詳細はBPOMウェブサイトの法令ページ（Badan Pengawas Obat dan Makanan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.pom.go.id/>）で確認できる。

⑦ 豚由来原料の表示義務：2010年6月30日付BPOM長官規定2010年 No. HK. 03. 1. 23. 06. 10. 5166

イスラム教で摂取が禁止されている豚由来の、あるいは豚を含む医薬品、伝統生薬、化粧品、栄養食品、食品・飲料には、豚を含有していることを赤字で表示すること、

アルコール由来の、あるいはアルコールを含む医薬品、伝統生薬、化粧品、栄養食品、食品・飲料については、アルコール含有度を表示することを国内流通許可の取得条件としている。更に、その他のイスラム教で摂取が禁じられている特定の原料由来の、あるいはそれらを含む食品・飲料の流通は禁止されている。輸入の医薬品、伝統生薬、化粧品、栄養食品、食品・飲料にも適用される。イスラム教で摂取が禁じられている特定の原料については、BPOMウェブサイトの法令ページ（Badan Pengawas Obat dan Makanan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.pom.go.id/>）で確認できる。

⑧ バーコードの添付義務：2018年12月5日付BPOM長官規定2018年第33号

インドネシア国内で流通する医薬品、伝統生薬、サプリメント、化粧品、加工食品に、基本データの入った2Dのバーコードを添付することが義務付けられた。輸入商品も例外ではない。

・繊維・繊維製品

2015年10月15日付商業大臣規定2015年第85号（No. 85/M-DAG/PER/10/2015、2017年8月31日付商業大臣規定2017年第64号（No. 64/M-DAG/PER/8/2017）にて変更）にて、HSコード8桁ベースで計430品目の繊維・繊維製品の輸入について、API-PまたはAPI-Uを保有する企業に限定されている。原則API-P保有企業は、自社での生産に必要な原材料や補助材として輸入が認められるもので、第三者への譲渡は不可。一方、API-U保有企業は、中小メーカーおよび／あるいは自社で繊維・繊維製品の輸入を行わないメーカーの需要を満たすためのみに輸入が認められる。

対象430品目の詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認することができるが、うちAグループと称される次の4桁のHSコードに該当する計273品目は、繊維・繊維製品輸入承認（PI-TPT）の取得が必要：

<Aグループ>

52.08	52.09	52.10	52.11	52.12	54.02	54.07	55.01	55.03
55.06	55.12	55.13	55.14	55.15	55.16	58.01	60.01	60.02
60.04	60.05	60.06	70.19					

PI-TPTは1年間有効で、繊維・繊維製品のHSコード・種類・数量（API-P企業の場合は事業許可に記載された生産キャパを超えない、API-U企業の場合は中小メーカーおよび／あるいは自社で繊維・繊維製品の輸入を行わないメーカーからの発注総量を超えない）、原産国と船積み港、輸入目的港（事業許可に記載されたPI-TPT取得会社の工場立地の最寄港）が決定される。

また、Bグループとされる次のHSコード4桁に該当する計157品目は、API-P保有企業にのみ輸入が認められる。PI-TPTの取得は不要：

<Bグループ>

50.07 51.11 51.12 51.13 53.09 53.10 53.11 57.01 57.02
 57.03 57.04 57.05 58.02 58.04 58.05 58.06 58.07 58.08
 58.09 58.10 58.11 59.01 59.02 59.03 59.07 59.11

船積み前検査義務や四半期ごとの繊維輸入実績報告義務がある。

・ **ガラスシート**：

2009年9月14日付商業大臣規定2009年第40号（No. 40/M-DAG/PER/9/2009、2018年12月20日付商業大臣規定2017年第92号、2018年1月10日付商業大臣規定2018年第9号で変更）により、特定のガラスシートの輸入に船積み前検査が義務付けられている。対象はHSコード7003、7004、7005、7006、7007に該当するガラスシートで、2009年10月15日付商業大臣決定2009年第1235号（No. 1235/M-DAG/KEP/10/2009）で、サーベイヤーにPT SUCOFINDOが指定されている。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。対象品目の詳細は、商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認することができる。

・ **危険原料**：

2009年9月15日付商業大臣規定2009年第44号（No. 44/M-DAG/PER/9/2009、2011年9月7日付商業大臣規定2011年第23号（No. 23/M-DAG/PER/9/2011）および2014年10月14日付商業大臣規定2014年第75号（No. 75/M-DAG/PER/10/2014）、2019年6月19日付商業大臣規定2019年第47号で改正）により、危険原料の輸入は、商業省より危険原料輸入承認（PI-B2）を取得した、輸入業者認定番号（API）として有効な事業基本番号（NIB）を有する会社が行えることになっている。対象品目は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。

危険原料の輸入はベラワン、ドゥマイ、タンジュンプリオク、タンジュンマス、タンジュンペラック、スカルノハッタの6海港と全国の国際空港に限定されている。また、船積み前検査も義務付けられている。

輸入承認は商業省のサイト INATRADE（<http://inatrade.kemendag.go.id/>）を通じて、NIB、工業許可（IUI）、ディストリビューション施設の占有証明、蔵置設備と運送施設の適正さについての誓約書、工業管轄当局からの推薦状（医薬品産業以外の場合）、食品・医薬品監督当局の推薦状（医薬品・化粧品・食品・食品包装産業の場合）をアップロードして申請する。有効期間は、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効なNIBを有する会社の場合は発行日から1年間、一般輸入業者認定番号（API-U）として有効なNIBを有する会社の場合は同6カ月間。API-Pとして有効なNIBを有する会社によって輸入された危険原料は生産工程で必要とされるもののみで、売買や第三者への譲渡は禁じられている。また、金鉱産業で活動する会社がHSコード2805.40.00.00に該当する水銀種の危険原料を輸入することも禁止。

・アルコール：

2014年4月11日付商業大臣規定2014年第20号（No. 20/M-DAG/PER/4/2014、2015年1月16日付商業大臣規定2015年第6号（No. 06/M-DAG/PER/1/2015）、2018年3月28日付商業大臣規定2018年第47号、2018年12月20日付商業大臣規定2018年第120号、3月19日付商業大臣規定2019年第25号で変更）にてアルコールの輸入監督規定が見直された。

- ① 国内で販売できる輸入アルコール飲料はHS 22.03、22.04、22.05、22.06、22.08番台の10桁ベースで43品目。その種類と製品は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。
- ② アルコール飲料の輸入は商業大臣にアルコール飲料特定輸入業者（IT-MB）に認定された業者に限定。IT-MBは、アルコール飲料商業許可（SIUP-MB）のほか、少なくとも海外5カ国の最低20のアルコール飲料工場から年最低3,000カートン調達することを記載したディストリビューター指名書、などが必要。
- ③ IT-MBの認定は3年間有効で延長可。
- ④ IT-MBは輸入承認を取得し、輸入割当を受ける。輸入承認を取得したIT-MBは輸入割当量の少なくとも80%は実現しなければならない。
- ⑤ 輸入は保税ロジスティックセンターを通じ、輸入港はベラワン、タンジュンプリオク、タンジュンマス、タンジュンペラック、ピトゥン、スカルノハッタの各海港と国際空港に限定。自由貿易地域で搬入された輸入アルコールは同地域内での消費に限定される。

IT-MBが輸入したアルコール飲料は、国産アルコール飲料と共に、指定ディストリビューターへの供給に限られる。この指定ディストリビューターは指定サブ・ディストリビューターに供給し、このサブ・ディストリビューターは小売店へ卸すか、（その場での飲用に提供する）現地販売業者への販売を行う。なお、アルコール度数5%未満のアルコール飲料の販売小売店はスーパーマーケットとハイパーマーケットに限られ、ミニマーケットとその他の小売店でのアルコール飲料小売販売は禁止になった。

・石油ガス

2019年2月28日付商業大臣規定2019年第21号により、石油21品目、天然ガス7品目の輸入は石油ガス川下事業活動を行う事業者と直接使用者に限定。また、その他燃料9品目の輸入も、その他燃料事業を行う事業者と直接使用者に制限されている。対象品目は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認することができる。

輸入には商業大臣から輸入承認の取得が必要で、輸入承認の申請に先立ちエネルギー・鉱物資源大臣からの推薦状の取得が必要となる。輸入は国内の需給状況を勘案して実施さ

れる。輸入実績報告の義務あり。

・ **中古資本財**：

2018年12月19日付商業大臣規定2018年第118号は、HS コード 84（ジェネレーター、ターボジェット、空気圧ポンプ、冷蔵庫、食器洗浄器、重量機械、フォークリフト、ブルドーザー、パルプ製造機、印刷機械、繊維加工機械、織機、編み機、ミシン、コンバーター等）、85（電動モーター／ジェネレーター、発電設備等）、87（自動車パーツ・部品）、88（航空機）、89（船舶等）、90（医療分野などで使用される X 線、 α 線、 β 線、 γ 線を使った機器）等の中古資本財の輸入を、輸入者のステータスごとに（1）直接使用会社には269品目、（2）リコンディショニング会社（中古資本財を輸入し修理を行う会社）には196品目、（3）リマニュフクチャリング会社（中古資本財を輸入し製造を行う会社）には20品目を認めている。直接使用会社が輸入する中古資本財は、その経過年数が最長 15 年または20年と定められている。対象品目の詳細は、商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認することができる。各会社が中古資本財を輸入するためには輸入承認の取得が必要であり、申請には、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）や事業許可証、輸入計画のコピーなどを添付することが必要となる。また、輸入承認が得られた中古資本財には、船積み地においてサーベイヤー検査を受けることが、原則義務付けられる。直接使用会社が輸入した中古資本財は、5 年の使用の後に限り他の会社に販売・譲渡することができる。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

・ **エビ**

商業省と海洋水産省の合同規定である2010年12月23日付商業・海洋水産大臣合同規定2010年第52号・PB2号（No. 52/M-DAG/PER/12/2010 & No. PB. 02/MEN/2010）により、HSコード ex. 0306.13.00.00、ex. 0306.23.30.00以外のエビの輸入は、有頭でも無頭でも、以下の港・空港を通じてのみ可能。

- a. 北スマトラ州メダンのベラワン港とポロニア空港
- b. 首都ジャカルタのタンジュンプリオク港とスカルノハッタ空港
- c. 中ジャワ州スマランのタンジュンマス港
- d. 東ジャワ州スラバヤのタンジュンペラック港とジュアンダ空港
- e. 南スラウェシ州マカッサルのスカルノハッタ港とスルタン・ハサヌディン空港

・ **鉄鋼・鉄鋼製品**

2018年12月5日付商業大臣規定2018年第110号により、鉄鋼の輸入は商業大臣から輸入承認を得た輸入業者認定番号（API）として有効な事業基本番号（NIB）保有会社に限定されている。対象品目は8桁のHSコードで鉄鋼が341品目（7208～7217、7301、7303～7308、7310、7312、7316～7318）、合金鋼が65品目（7219～7220、7225～7229）、派生品は47品目（7309、7313～7315、7320～7321、7325～7326、）。詳細は、商業省ウェブサイ

トの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、http://jdih.kemendag.go.id/Katalog_regulasi）で確認することができる。

輸入承認は商業省の許認可サイト INTRADE (<http://intrade.kemendag.go.id/>) を通じて申請。API として有効な NIB のほか、販売契約または注文証明（一般輸入業者認定番号 API-U の保有会社の場合）、Mill Certificate（合金鋼の輸入の場合）が必要である。また、輸入承認は工業省からの技術推薦状に基づき発行されるもので、2019年1月18日付工業大臣規定 2019年第1号によると、工業省からの技術推薦状は工業省のオンラインサイト SIINas (<https://siinas.kemendag.go.id/>) を通じて申請。輸入品目の HS コード、数量とスペック、船積み港、目的港、船積み前検査内容などが工業省からの技術推薦状で決まり、これらが商業省からの輸入承認にも記載される。

輸入承認の有効期間は、製造輸入業者認定番号（API-P）を保有する会社の場合は発行日から1年間、同 API-U の場合は同6ヶ月間で、最長30日の延長が可能。ただし、コンプリメント品、市場テストやアフターセールス・サービスのための品として輸入する API-P 保有会社は、輸入承認取得義務の例外とされた。

船積み前検査や輸入実績報告の義務もあるが、自動車産業の API-P 保有会社や特定用途免税制度（USDFS）のユーザー会社らが特定の HS コードの鉄鋼・合金鋼・派生品を輸入する場合は船積み前検査義務が適用されない等の例外規定がある。

・家畜・家畜製品

2019年4月24日付商業大臣規定 2019年第29号により、HS コード8桁ベースで家畜14品目、家畜製品71品目、加工品61品目の輸入は、輸入承認を取得した輸入業者認定番号（API）として有効な NIB を有する輸入業者、事業体／法人の形態の社会团体、および外国／国際機関の代表部が行えるとした。対象品目の詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。

輸入承認の申請には国家食品医薬品監督庁（BPOM）長官からの推薦状などが必要で、輸入承認の期間は推薦状の期間に合わせられる。API として有効な NIB を有する輸入業者の場合は、飼育場やコールドストアレージの占有証明、合法と殺場でと殺された旨の誓約書なども必要。輸入承認を取得した会社には輸入実績報告の義務がある。

また、家畜製品の輸入には、食品に直接触れる包装には法規で認められた原料の使用義務、およびプラスチック包装には食品用ロゴと再生コードの記載義務から成る包装についての条件もある。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

・真珠

2018年1月10日付商業大臣規定 2018年第3号により、HS コード7101.10.00の天然真珠、7101.21.00の未加工養殖真珠、7101.22.00の加工養殖真珠、7116.10.00の天然／養殖真珠製品の輸入は、商業省国際貿易総局長から輸入承認を取得した、製造輸入業者認定番号（API-P）を有する会社に限定するとされた。承認の有効期間は6カ月間で、

目的港別の数量など記載される。輸入港はジャカルタおよびスラバヤの国際空港のみ。船積み前検査も義務付けられており、検査結果をまとめたサーベイヤーレポートを輸入通関時に他の書類と一緒に提出する必要がある。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

研究・調査のために輸入される真珠は100グラムまで、インドネシア国内の展示会用に輸入される真珠は1,000グラムまでにそれぞれ限られ、輸入承認の取得が必要だが船積み前検査は不要とされている。また、輸送機関の乗客・乗員の携帯品や郵送品の場合は50グラムまで、海外での出展品や海外バイヤーからのリジェクト品で再輸入されるものは輸出申告書とインドネシアからの原産地証明があれば、本令の規定は課されない。

一方、2013年4月11日付海洋水産大臣規定2013年第8号（No. 8/PERMEN-KP/2013）は、輸入が認められる真珠は淡水あるいは海水で育った天然/養殖真珠（HSコードは7101.10.00.00、7101.21.00.10、7101.21.00.20、7101.22.00.10、7101.22.00.20）に限定。真珠はその輝き度と損傷度に応じてAからEまでの品質レベルに分類されるが、輸入が認められる真珠はレベルA（輝き度：高、小さな損傷10%まで）からC（輝き度：中、小さな損傷60%まで又は損傷30%まで）まで。上記の商業省の輸入承認を取得するには、海洋水産省から推薦状を取得する必要がある。

真珠の搬入地は、ジャカルタおよびスラバヤの国際空港のみに限られる。輸入に当たり検疫を受ける必要があり、輸入者は遅くとも輸入の1日前までに水産物検疫官に届け出、到着時に上記の推薦状と輸入承認のほか、原産地証明書を提出。水産物検疫官による書類審査、および真珠の品質検査を受け、搬入承認書を受けなければならない。この搬入承認書を取得した真珠のみ、国内で流通させることができる。

なお、ハンドキャリーで真珠をインドネシア国内に持ち込む場合は、50グラムまでの数量制限があるが、輸入承認の取得や品質検査義務、搬入地の制限はない。到着時に水産物検疫官に届け、真珠を提出する必要がある。

・作物製品

2019年6月11日付商業大臣規定2019年第44号にて、作物製品の輸入は、輸入承認を取得したAPIとして有効なNIBを有する輸入業者と国有企業が行うとした。対象商品はHSコード8桁ベースで生鮮品計28品目（詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ

（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）参照）。輸入承認には消費生鮮作物製品のためのものと、加工原料用生鮮作物製品のためのものの2種類があり、それぞれ一般輸入業者認定番号（API-U）を保有する企業、製造輸入業者（API-P）を保有する企業が取得できる。輸入承認の取得には、製品の特徴に従った冷蔵倉庫と運送手段の占有証明、冷蔵倉庫と運送手段が適切である旨の誓約書、農業省からの作物製品輸入推薦状（RIPH、2017年11月21日付農業大臣規定2017年第38号（No. 38/PERMENTAN/HR. 060/11/2017、2018年5月28日付農業大臣規定2018年第24号（No. 24/PERMENTAN/HR. 060/5/2018）で変更）参照）等

が必要で、輸入承認の期間はRIPHの期限に従う。引き続き、船積み前検査と輸入実績報告の義務、梱包の条件が課される。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

なお、2012年3月6日付農業大臣規定2012年第15号（No. 15/Permentan/OT. 140/3/2012）は、輸入生鮮果物、果実野菜の輸入をベラワン（メダン）、タンジュンペラック（スラバヤ）、スカルノハッタ（マカッサル）の3港と首都のスカルノハッタ空港、および自由貿易港に指定された港に限定。また、2011年12月14日付農業大臣規定2011年第90号（No. 90/Permentan/OT. 140/12/2011）は、輸入生鮮ネギ科野菜の搬入地をタンジュンペラック（スラバヤ）、ベラワン（メダン）、マカッサルの3港と首都のスカルノハッタ空港に限定している。

また、2015年2月10日付農業大臣規定2015年第4号（No. 04/Permentan/PP. 340/2/2015）にて、植物由来の生鮮食品の輸入に植物性食品安全証明書（prior notice）と分析証明書（Certificate of Analysis、非認定国からの輸入の場合）の提出が義務付けられた。対象は果物3品目、野菜36品目、穀類7品目、木の実6品目、豆類5品目、農園作物6品目で、農業省農業検疫庁ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Pertanian Badan Karantina Pertanian e-legislasi Barantan、http://karantina.pertanian.go.id/hukum/index.php?lnk=view_uu&jenis=Peraturan%20Menteri%20Pertanian）で確認できる。化学物質汚染と微生物汚染の安全性基準を満たしているかどうかを監視することが目的である。

・ 携帯電話・携帯コンピュータ・タブレット端末

2012年12月27日付商業大臣規定2012年第82号（No. 82/M-DAG/PER/12/2012、2013年8月1日付商業大臣規定2013年第38号（No. 38/M-DAG/PER/8/2013）、2014年8月21日付商業大臣規定2014年第48号（No. 48/M-DAG/PER/5/2014）、2016年5月30日付商業大臣規定2016年第41号（No. 41/M-DAG/PER/5/2016）で変更）により、HSコード8517.12.00.00に該当するスマートフォンを含む携帯電話、8471.30.10.00に該当するPDAを含む携帯コンピュータ、8471.30.90.00に該当するタブレット端末の輸入は、携帯電話・携帯コンピュータ・タブレット端末登録輸入業者（IT）に認定された業者に限定されている。この認定申請は、機器の通信規格（3G以下または4G LET）によって分けられた。

輸入には、輸入承認（PI）の取得が必要で、対象製品の輸入実績が3年以上あること、インドネシア国内にサービスセンターが25カ所以上あること、などの条件がある。また、輸入承認の申請には工業省金属機械輸送機器電器産業総局長からの輸入推薦状が必要で、推薦状の申請にはカテゴリーによって、携帯電話・携帯コンピュータ・タブレット端末の国産化を行っている／行った証明や、携帯電話・携帯コンピュータ・タブレット端末メーカーとの協力契約などが求められる（2016年9月1日付工業大臣規定2016年第68号（No. 68/M-IND/PER/9/2016）による）。

輸入に際しては船積み前検査が義務で、搬入港がメダン、ジャカルタ、スマラン、スラバヤ、マカッサルの海港と空港に制限。輸入された携帯電話、携帯コンピュータ、タ

タブレット端末はディストリビューターに卸すことが義務付けられている。

なお、2016年7月26日付工業大臣規定2016年第65号（No. 65/M-IND/PER/7/2016）にて、携帯電話、スマートフォン、タブレットコンピュータの現地調達率について定められている。現地調達率を満たしていない携帯電話、スマートフォン、タブレットコンピュータの輸入が難しいため、注意が必要である。

・ 麻薬、向精神薬、医薬用前駆体

2013年1月18日付保健大臣規定2013年第10号により、麻薬、向精神薬、医薬用前駆体の輸入は保健サービスと科学技術開発の目的のみに限定。輸入者は、麻薬の輸入は保健大臣の特別許可を取得した国営の大規模医薬販売会社1社のみ、向精神薬と医薬用前駆体の輸入は保健大臣により製造輸入業者（IP）あるいは登録輸入業者（IT）に指名された医薬品メーカーや大規模医薬販売会社、研究開発機関に制限されている。いずれも保健大臣からの輸入承認書の取得が必要で、輸入承認書の取得には国家食品・医薬品監督庁から監督結果分析（AHP）を取得する必要がある（2013年5月10日付国家食品・医薬品監督庁長官規定2013年第32号）。

なお、麻薬、向精神薬の分類は2017年7月26日付保健大臣規定2017年第41号にて、前駆体の分類は同第3号に示されている。保健省ウェブサイトの法令のページ

（Kementerian Kesehatan Peraturan Perundangan Bidang Kesehatan、
<http://www.depkes.go.id/index.php?act=regulation>）で確認できる。

・ 家禽とその生肉、内臓、および加工品

2013年8月28日付農業大臣規定2013年第84号（No. 84/Permentan/PD. 410/8/2013、2013年9月28日付農業大臣規定2013年第96号（No. 96/Permentan/PD. 410/9/2013）にて変更）により、家禽とその生肉、内臓、および加工品の輸入には商業大臣の搬入許可が必要とした。この搬入許可の申請には、農業省の推薦状を事前に取得しなければならない。搬入者、原産国、梱包やラベル・輸送などに条件や決まりがある

・ スチール精錬産業用再生原材料

2014年7月2日付工業大臣規定2014年第61号（No. 61/M-IND/PER/7/2014）にて、スチール精錬産業のための再生原材料の輸入が鉄鋼再生原材料使用許可書を有する者に限られ、船積み前検査も義務付けられることになった。スチール精錬産業のための再生原材料の種類や該当HSコード、品質条件などは工業省ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、
http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri_perindustrian/all）で確認することができる。

・ 一部の空調設備、冷蔵・冷凍庫など

2015年10月8日付商業大臣規定2015年第84号（No. 84/M-DAG/PER/10/2015、2016

年5月30日付商業大臣規定第40号（No. 40/M-DAG/PER/5/2016）で変更）にて、これまで冷蔵システムベース品登録輸入業者（IT）に限定されてきた冷蔵システムベース品の輸入を、輸入業者認定番号（API）保有会社に開放した。対象はHSコード10桁で空調設備31品目、冷蔵・冷凍庫16品目、冷蔵・冷凍装置を備えたコンテナ3品目で（詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）参照）、フロン（HCFC-22）を使用していない場合に限り輸入可能。使用している場合は輸入禁止。

搬入港はチカラン・ドライポート、ベラワン港（北スマトラ州メダン）、タンジュンプリオク港（ジャカルタ）、メラック港（バンテン州チレゴン）、タンジュンマス港（中部ジャワ州スマラン）、タンジュンペラック港（東ジャワ州スラバヤ）、スカルノハッタ港（南スラウェシ州マカッサル）、バトウアンパル港（リアウ諸島州バタム）、ビトウン港（北スラウェシ州）と規定された。引き続き船積み前検査や3ヶ月ごとの輸入実績報告の義務はある。

・林業製品

2015年11月4日付商業大臣規定2015年第97号（No. 97/M-DAG/PER/11/2015、2017年12月20日付商業大臣規定2017年第91号、2018年1月10日付商業大臣規定2018年第13号）にて、林業製品製造輸入業者および林業製品登録輸入業者に限定されていた林業製品の輸入を、一般輸入業者認定番号（API-U）または製造輸入業者認定番号（API-P）を有する会社に開放した。対象は木材やロタン、ベニア、パーティクルボード、合板、木製容器、ドアや窓枠なども含む建材、パルプや紙類など、8桁ベースで402品目（詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）参照）。

ただし、商業大臣から輸入承認の取得が必要。API-U保有会社の場合は製品の特長に合った登録保蔵地（TPT）許可書および／あるいは保蔵地占有証明も必要。輸入承認を得た会社には毎月、輸入実績についての報告義務もある。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

また、次の林業製品輸入は本令規定の対象外：

- a. 開発研究に必要なもの
- b. 贈与品、贈答品、礼拝・慈善・社会・文化に必要なもの、自然災害防止に必要なもの
- c. 海外バイヤーに断られた輸出品の再輸入品（最大、輸出申告書と同じ数量）
- d. 運送手段の乗客・乗員の個人が持ち込む物品
- e. 自己消費する予定で国境を超える者が持ち込む物品
- f. インドネシア政府機関が自己輸入する物品

- g. 在外国代表部とその職員らの物品
- h. 在インドネシア国際機関とその職員らの物品

・バティックの繊維・繊維製品

2015年10月15日付商業大臣規定2015年第86号(No. 86/M-DAG/PER/10/2015)にて、これまでバティックとバティック・モチーフ繊維・繊維製品登録輸入業者(IT-TPT Batik dan Motif Batik)に指定された会社に限られていたバティック繊維・繊維製品とバティック・モチーフの繊維・繊維製品の輸入を、輸入承認を得た輸入業者認定番号(API)保有企業に開放した。対象は、HSコード50.07~63.04のうち特定のバティック繊維・繊維製品とバティック・モチーフの繊維・繊維製品95品目(詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ(Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>)参照)。輸入承認の有効期間は最長1年で、搬入港はメダンのベラワン、スラバヤのタンジュンペラック、マカッサルのスカルノハッタの3港とタンゲランのスカルノハッタ空港に限られている。船積み前検査や四半期ごとに繊維輸入実績報告の義務あり。

・トウモロコシ

2018年1月10日付商業大臣規定2018年第21号にて、HSコード1005.90.90のトウモロコシの輸入は、食糧・飼料・工業原材料用に認められており、用途別の輸入数量は経済閣僚会議によって定められ、うち食糧用および工業原材料用の輸入は、製造輸入業者認定番号(API-P)保有会社が、商業大臣から輸入承認を得た後に可能。輸入承認申請にはトウモロコシ輸入実績を示す輸入申告書(PIB)、トウモロコシの保蔵場所占有証明、トウモロコシを原材料とする生産能力についての宣誓書の提出が必要。輸入承認の有効期間は最長6ヶ月で、目的港ごとの輸入量、原産国などが記載される。輸入実績報告義務あり。ポストボーダー検査適用(「輸入関連法」参照)。

・大型反芻家畜

2016年10月17日付農業大臣規定2016年第49号(No. 49/Permentan/PK. 440/10/2016、2017年2月21日付農業大臣規定2017年第2号(No. 02/PERMENTAN/PK. 440/2/2017)で変更)にて、HSコードがEx. 0102.29.10.90、Ex. 0102.29.90.00に該当する牛とEx. 0102.39.00.00に該当する水牛の輸入には、商業大臣よりの搬入許可が必要と定められている。これを取得するには農業大臣からの推薦状などが必要(農業大臣の推薦状については2011年9月7日付農業大臣規定2011年第52号(No. 52/Permentan/OT. 140/9/2011)による)。輸出国とその事業所はインドネシア農業大臣から認定を得なければならず、家畜の衛生技術条件や大型反芻家畜のスペック条件もクリアしないとならない。

・牛肉類と加工品

2016年7月15日農業大臣規定2016年第34号(No. 34/Permentan/PK. 210/7/2016、2018年5月18日付農業大臣規定2018年第23号(No. 23/PERMENTAN/PK. 210/5/2018)で

変更)にて、牛を解体したもの、牛肉、牛の内臓、およびこれらの加工品(HSコードは0201、0202、0206)の輸入は、農業省畜産・家畜衛生総局が牛肉搬入国として認定した国の、同牛肉搬入事業所としての認定を受けた事業所からのみ可能で、農業大臣から推薦状を取得した上で、商業省から輸入承認を得た業者が輸入すると定めた(輸入承認については上記「家畜・家畜製品」参照)。

輸入される牛肉類の包装は輸出国からのものがそのままではならず、包装には少なくともインドネシアの目的地、施設番号(Establishment Number)、と畜日、解体日、および/あるいは製造日、と畜・肉・内臓および/あるいは加工品の数量・種類・特長、ハラール認証について記載されたラベル表示をしないとしない。また、と畜からインドネシアに輸入されるまでの期間を、冷凍牛肉の場合は最大マイナス18度での保蔵で6ヶ月間、冷蔵牛肉の場合は同4度で3ヶ月間に制限。輸入された牛肉はコールドチェーンその他の設備を有したホテルやレストラン、ケータリング、産業、市場での使用・流通向け供給に限定されている。

なお、日本は現在、牛肉搬入国としてインドネシア政府に認められており、厚生労働省がインドネシア政府との協議の結果として対インドネシア輸出牛肉の取扱要綱を定めている。対インドネシア輸出牛肉を取り扱う食肉施設と共に、厚生労働省のサイト(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/other/yusyutu_syokuniku/)で確認できる。

・タイヤ

2016年11月9日付商業大臣規定2016年第77号(No. 77/M-DAG/PER/11/2016、2018年1月10日付商業大臣規定2018年第6号、2019年1月30日付商業大臣規定2019年第5号で変更)にて、HSコード4011、4013、8708台のタイヤ30品目の輸入が、輸入承認を取得した輸入業者認定番号(API)保有企業に限定されている。詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ(Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/Regulasi>)で確認できる。

輸入承認の申請には、タイヤSNI証使用製品証明(SPPT SNI)やタイヤ型登録証(NPB)、輸入計画(製造輸入業者認定番号API-Pを有する会社は12ヶ月間、一般輸入業者認定番号API-Uを有する会社は6ヶ月間)、商標権者や海外の工場からの指名書、倉庫占有証明(API-U保有会社)、運送手段占有証明(API-P保有会社)、などが必要。有効期間は、API-P保有会社向けの輸入承認は12ヶ月間、API-U保有会社向けは6ヶ月間で、最長30日の延長が可能。ポストボーダー検査適用(「輸入関連法」参照)。

輸入には船積み前検査が義務で、輸入実績報告義務もある。なお、API-P保有会社が輸入したタイヤを他者に譲渡・販売することは禁じられている。

・水産物

2016年12月30日付海洋水産大臣規定2016年第74号(No. 74/PERMEN-KP/2016)にて、水産物の輸入は、海洋水産省から水産物搬入許可を取得した輸入業者認定番号(API)

保有会社と友好国代表部に限定された。水産物搬入許可の申請には州の推薦状が必要。API-U 保有会社は、原産国で登録された輸出業者、相互承認協定（MRA）や MoU を結んだ国で登録された輸出業者から水産物を輸入。衛生証明と原産地証明を具備し、包装に製品名や内容量、輸入・製造業者の名称と住所を記載したラベル表示がされていないとされない。輸入港もメダン、ジャカルタ、スマラン、スラバヤ、バタム、マカッサル、バニウワンギ、ビトゥンにある 8 海港と全国の国際空港などに限定されており、検疫や輸入実績報告の義務もある。25 キログラム以下、150 万ルピア以下の水産物の携帯持ち込みは、検疫申告の義務はあるが、水産物搬入許可は必要ない。

一方、2019 年 3 月 6 日付海洋水産大臣規定 2019 年第 11 号 (No. 11/PERMEN-KP/2019) は、海外からの水産物の搬入には上記のほか、検疫施設証明コピーや漁獲証明も必要としている。

工業原材料・補助材として輸入される水産物については、2018 年 3 月 15 日付政令 2018 年第 9 号および 2018 年 5 月 24 日付商業大臣規定 2018 年第 66 号（2019 年 3 月 11 日付商業大臣規定 2019 年第 23 号にて変更）にて、水産物加工業の会社に限定されている（水産物加工業以外の会社は、工業原材料／補助材料向け以外の水産物の輸入に限定）。対象は 8 桁の HS コードで 326 品目。詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ

(Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/Regulasi>) で確認できる。これには海洋水産省ではなく工業省からの推薦状に基づいて商業省から輸入承認を得る必要があり、輸入承認には輸入水産物の種類や数量、船積港と目的港などが記載され、船積み前検査と毎月の輸入実績報告の義務あり。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

なお、工業原材料・補助材としての水産物の輸入に必要な工業省の推薦状取得については、2018年8月20日付工業大臣規定2018年第19号にて、翌年の工業原料・補助材としての水産物の必要計画を遅くとも前年の10月末までに工業省のオンラインSIINas (<https://siinas.kemenperin.go.id/>) を通じて提出しなければならないとされている。翌年1月15日までに輸入実績報告をする義務がある。

・作物種苗

2017 年 5 月 18 日付農業大臣規定 2017 年第 15 号 (No. 15/PERMENTAN/HR. 060/5/2017、2018 年 4 月 16 日付農業大臣規定 2018 年第 17 号 (No. 17/PERMENTAN/HR. 060/4/2018)、2018 年 5 月 31 日付農業大臣規定 2018 年第 26 号 (No. 26/PERMENTAN/HR. 060/5/2018) で変更) にて、作物種苗の輸入は、事業者や政府機関、個人らが農業大臣の許可を得た後に行えるとしている。

・危険有毒原料 (B3)

2017 年 6 月 6 日付け環境林業大臣規定 2017 年第 36 号 (No. P. 36/MENLHK/SETJEN/KUM. 1/6/2017) にて、危険有毒原料を輸入する者に対し、輸

入する危険有毒原料の環境林業省への登録、危険有毒原料の輸出入を行う者に環境林業省への通知 (Notification) が義務付けられている。登録・通知は環境林業省のサイト <http://ptsp.menlhk.go.id> を通じて申請。さまざまな書類の添付が求められる中、登録しようとする危険有毒原料が水銀の場合は危険原料製造輸入業者 (IP-B2) または危険原料特定輸入業者 (IT-B2) の認定、登録しようとする危険有毒原料がオゾン層破壊原料 (BP0) の場合は、オゾン破壊原料製造輸入業者 (IP-BP0) あるいはオゾン破壊原料登録輸入業者 (IT-BP0) の認定を添付することが求められる。

・植物のタバコ

2017年11月2日付商業大臣規定2017年第84号にて、2018年1月8日より、HSコード 2401.10番台13品目の植物のタバコ (tembakau=tobacco、以下タバコ) の輸入者が、商業大臣から輸入承認を取得した輸入業者認定番号 (API) を有する企業に限定される。対象品目の詳細は、法務人権省法規総局ウェブサイトの大臣法令ページ (Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia Direktorat Jenderal Peraturan Perundang-undangan Daftar Peraturan Menteri、<http://ditjenpp.kemenkumham.go.id/database-peraturan/peraturan-menteri.html>) 参照)。

輸入は国内の備蓄と、国内で栽培されていない種類を勘案し、商業省が定める国内の需要計画に基づき行われるもので、API-P保有企業は自社生産の原材料として、API-U企業は中小たばこ製造業者や自社で輸入をしない企業への供給のため、輸入を行う。

輸入承認の申請には農業大臣からの推薦状などが必要で、有効期間は最長1年間、輸入するタバコの種類、HSコード、船積み港、目的港が記載される。

輸入には船積み前検査と輸入実績報告 (毎月、翌月15日まで) が義務付けられている。

なお、農業大臣からのたばこ輸入推薦状については2019年4月25日付け農業大臣規定2019年第23号を参照。

・電子タバコ

2017年11月7日付商業大臣規定2017年第86号にて、HSコード ex. 8543.70.90、ex. 8543.90.90、ex. 3824.99.99、ex. 2403.99.10、ex. 2403.99.30、ex. 2403.99.90の電子たばこの輸入を、電子たばこ輸入承認を取得した輸入業者認定番号 (API) 保有会社に限定した。

輸入承認の取得には、工業大臣や保健大臣、国家食品医薬品監督庁 (BPOM) からの推薦状などが必要。これら推薦状に従って、輸入承認において、輸入の数量、HSコード、船積み港、原産国、目的港 (ベラワン、タンジュンペラック、スカルノハッタの3海港とスカルノハッタ空港のみに限定)、有効期限 (発行から最長6ヶ月) が定められる。

船積み前検査と輸入実績報告 (毎月、翌月15日まで) が義務付けられている。

輸入された電子たばこは、国家食品医薬品監督庁 (BPOM) から流通許可を取得しな

いとならない。

・農薬原料

2015年農業大臣規定2015年第39号（No. 39/PERMENTAN/SR. 330/7/2015、2018年1月15日付農業大臣規定2018年第6号（No. 06/PERMENTAN/SR. 330/1/2018）で変更）にて、農薬原料の輸入は農業大臣から許可と登録番号を取得した後に認められるとされている。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

・プラスチック原料

2013年7月29日付商業大臣規定2013年第36号（No. 36/M-DAG/PER/7/2013、2017年12月20日付商業大臣規定2017年第93号、2018年1月10日付商業大臣規定2018年第8号で変更）にて、HSコード2711.14.10の石油ガスおよびその他の液化エチレン状の炭化水素ガス、2901.21.00の非環式炭化水素の不飽和エチレン、3902.30.90の液状またはペースト状以外のポリプロピレンの共重合体の輸入は、プラスチックの製造業者が自社製造のために原料を輸入する製造輸入業者（IP）、またはプラスチック製造業者に原料を供給する原料登録輸入業者（IT）として商業大臣から許可を受けている輸入業者のみが、輸入承認を取得した後に行えるとされている。IP、ITの認定期間は1年間、輸入承認の有効期間は6ヶ月間。3ヶ月ごとの輸入実績報告義務あり。ポストボーダー検査（「輸入関連法」参照）も要する。

このほか、中小企業の原料調達とすることを条件に、一般輸入業者認定番号（API-U）の保有企業が、3902.30.90を、1回当たり5トンを上限に輸入することができるもされている。

・セメントとセメントクリンカー

2018年1月10日付商業大臣規定2018年第7号にて、HSコード2523.10.10のセメントは輸入承認を取得したAPI-P保有会社が、2523.10.90のセメントクリンカーの輸入は輸入承認を取得したAPI-U保有会社が、それぞれ輸入することを定めた。輸入承認の申請にはSPPT SNI、倉庫や運送手段の占有証明（API-U）、販売契約（API-U）が必要で、有効期間はAPI-P向けが1年、API-U向けが6ヶ月。船積み前検査、輸入実績報告義務がある。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

・動物専用薬

2018年3月2日付農業大臣規定2018年第9号（No. 09/PERMENTAN/PK. 350/3/2018）にて、動物専用薬は、国内の公共利益のためだけに、国内未生産または生産されているが数量が不足しているものに限り、決められた時期に決められた数量のみ、政府機関や協会によって輸入されるとした。

・ダイヤモンド

2005年6月10日付商業大臣規定2005年第10号（No. 10/M-DAG/PER/6/2005、2018年1月10日付商業大臣規定2018年第11号で変更）にて、HSコード7102.10.00、7102.21.00、7102.31.00のダイヤモンド原石の輸入は、ダイヤモンド登録輸入業者（IT-Intan）に認

定された会社に限られている。キンバリープロセス認証制度の参加国の当局が発行したダイヤモンド原石証明の添付などの輸入条件あり。詳細は商業省ウェブサイトの法令のページ (Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>) で確認できる。

輸入の都度、輸入承認 (SPI) の取得が必要。輸入承認の写しを政府指定のサーベイヤに送り、実物検査を受ける。IT-Intan、SPI、サーベイヤレポートに対するポスター検査が適用されている (「輸入関連法」参照)。6ヶ月ごとに輸入実績報告義務もある。

・計測機器

2012年12月14日付商業大臣規定2012年第74号 (No. 74/M-DAG/PER/12/2012、2018年1月15日付商業大臣規定2018年第23号で変更) にて、計測機器の輸入業者は計測機器のタイプごとのタイプ許可を有していないとされないとしている。タイプ許可の申請には、計測機器が技術的条件規定をクリアしていることについての試験結果証明 (SKHP) や、SNI強制適用のもの場合はSNI証使用製品証明 (SPPT SNI) が必要。ラベル表示、輸入実績報告の義務あり。対象はHSコード8桁ベースで、長さを測るものが12品目、燃料輸送車の計測タンク (HS ex. 8716. 31. 00)、パーキングメーター (HS 9106. 90. 10)、自動秤5品目、非自動秤4品目、メカニカル秤4品目、秤 (HS 9016. 00. 00)、水分含有度メーター (HS 9016. 00. 00)、液体メーター3品目、ガスメーター (HS 9028. 10. 90、ex. 8414. 80. 90)、電気メーター (HS 9028. 30. 10)。詳細は商業省ウェブサイトの法令のページ (Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>) で確認できる。

・稚魚、未成魚、成魚と真珠の核

2018年12月26日付海洋水産大臣規定2018年第56号 (No. 56/PERMEN-KP/2018) は、稚魚、未成魚、成魚と真珠の核の輸入には、海洋水産大臣の輸入推薦状に従って発行された商業大臣の輸入承認が必要としている。輸入推薦状の申請には、事業基本番号 (NIB)、輸入リスク分析結果、原産地証明、原産国における疾病管理モニタリング報告、稚魚、未成魚、成魚の場合はDNAテスト結果などが必要。輸入推薦状を取得した者には、3ヶ月ごとの輸入・ディストリビューション実績報告義務あり。

・エチルアルコール・バイオディーゼル

2019年5月20日付工業大臣規定2019年第20号は、HSコード22. 07 (エチルアルコール) や38. 26 (バイオディーゼル) に属する工業用燃料9品目 (HSコード8桁ベース、詳細は商業省ウェブサイトの法令のページ (Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>) で確認できる) の輸入は製造業者あるいは一般輸入業者が輸入承認を取得した後にを行うと説明。輸入承認は工業省が発行する輸入推薦状に従って発行される。輸入推薦状は、国内の需要や生産能力のほか、過去の業績を勘案して発行されるもので、工業省内のアグロ産業育成総局農園林産

物産業育成局長または化学産業育成総局川上化学産業育成局長宛て、1年間の輸入計画、
セーフティ・データ・シートなどを添付して申請する。

以 上